第４号様式（第６条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

愛川町長

愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった助成金について、愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付要綱第６条の規定に基づき、次のとおり助成金の（　交付　・　不交付　）を決定したので通知します。

１　交付決定金額

　　　　　　　　　　円

２　交付条件

（1）別に定める日までに、この助成金に係る請求書を町長に提出しなければならない。

（2）助成金の交付を受ける者は、愛川町の福祉の向上のため自己研鑽に努めるとともに、町内に住所を有し、町内の各施設等に継続して勤務するよう努めなければならない。

（3）採用日から起算して１年を経過する前に町内の各施設等を退職若しくは町外に転出したとき又は１月以上の療養休暇等の長期休暇を取得したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

３　助成金の返還

交付条件に反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、助成金の全部又は一部が返還となる場合がある。